

多摩市市制施行50周年記念ロゴマーク募集要項

1. 市制施行50周年に向けて

多摩市は2021年11月1日、市制施行50周年を迎えます。

今まで築き上げてきた50年に対して「ありがとうございます」という気持ち、次の50年へ将来の多摩市民にバトンを引継ぎ「これからもよろしくお願いします」という気持ちが込められた、「ふるさと多摩」への誇りや愛着が醸成される50周年記念事業にオール多摩市で取り組み、本市の魅力を国内外へ発信していきます。

2. 募集内容概要

市民をはじめとする多摩市に関わるすべての人が一丸となって50周年記念事業に取り組む為に、多摩市市制施行50周年記念事業で使用するキャッチコピーを募集し、「くらし・たのし・たまし」に決定しました。このキャッチコピーに沿ったロゴマークを広く募集します。

多摩市市制施行50周年記念キャッチコピー

「くらし・たのし・たまし」

市（し）になって50年。緑豊かで都市機能の充実した多摩市が、これから先も暮らしの楽しいまちでありつづけるようお願いを込めています。またリズムが良いように「し」で韻を踏むことで、市民の皆さんが口ずさみたくなるようなキャッチコピーになっています。

3. 募集要件

- (1) キャッチコピー「くらし・たのし・たまし」を必ず含め、50周年であることがわかるデザインであること。
※絵柄と文字の一体化したデザイン・文字のみのデザイン等の指定はありません。
- (2) 市制施行50周年を広くPRするツールとしてポスター・チラシ・封筒・名刺・ウェブサイト等にて利用可能なデザインであること。
- (3) 単色・モノクロで使用、縮尺を変えて使用する場合でも、イメージが損なわれないデザインとしていること。
- (4) 出来るだけ多くの人に見分けしやすい配色を選ぶ、障がいのある方や高齢者を

含めたすべての人に情報が伝わるよう配慮するなど、ユニバーサルデザインを心掛けたデザインに努めていること。

- (5) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品であること。

4. 用途

多摩市市制施行50周年に関わるPR活動での使用のほか、市が認める事業に対してもその使用を許可する予定としています。

※行政のみならず、広く市民等が活用することを想定しています。

5. 応募資格

多摩市在住の方、多摩市に通勤・通学されている方、多摩市を応援している方、その他多摩市にゆかりのある方どなたでも（プロ、アマ、年齢を問わず誰でも参加可能）

6. 応募期間

2019年7月20日（土）から2019年9月20日（金）まで

※郵送の場合は消印有効

7. 応募方法

- (1) 作品の応募は、郵送、持参、電子申請のいずれかによりお願いします。
- (2) 1人何作品でも応募可能ですが、応募1通につき1作品です。
- (3) 郵送、持参で応募する場合は、1作品ごとに所定の応募用紙に必要事項と簡単な作品説明を記載のうえ、応募作品と合わせて郵送、持参してください。（持参の場合は、市役所3階企画課窓口にお越しください。）

※応募用紙は企画課窓口にお越しいただくか、多摩市ホームページからダウンロードしてください。

- (4) 電子申請で応募する場合は、所定のフォームに作品データを添付の上、必要事項と簡単な作品説明を入力してください。
- (5) 電子申請で応募の場合、データ容量は7MB以下とし、データ形式はjpeg、gif、pngファイルのいずれかとする。ただし、A4サイズで印刷した際に、鮮明にデザインがわかること。

8. 審査及び選考

審査にあたっては、多摩市にゆかりがありキャラクターデザインに精通された方々にも審査いただきます（詳細は別紙参照）。応募件数が多数の場合は、市にて一次審査を実施します。

9. 結果発表

2020年1月 予定

※受賞者本人に連絡した後、ホームページやたま広報等にて発表予定

10. その他留意事項

- (1) 応募された作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、無償譲渡するものとし、多摩市に帰属するものとし、またその使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (3) 応募、提出いただいたデータ、書類は返却しません。
- (4) 応募作品は提出後に修正することはできません。
- (5) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考通過のお問い合わせに対応しかねますのでご了承ください。
- (6) 応募に際してご提出いただいた書類は、厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用します。これらに記載されている個人情報には正当な理由なく第三者へ開示することはありません。ただし、受賞者の氏名、お住まいの地域（市町村名まで）は選考結果発表のために公表することがあります。
- (7) 未成年の方については、受賞した場合に親権者の同意が必要になります。
- (8) 郵便や電子申請の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品を確認できない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません
- (9) 他の自治体・企業・団体等が募集するロゴマークへの二重応募は認められません。
- (10) 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本募集要項に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (11) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。多摩市では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、多摩市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (12) 受賞作品の使用にあたっては、必要に応じてデザインや色彩などの一部を変更する場合があります。
- (13) 政治、宗教的活動等を連想させることがないように配慮したデザインに努めてください。
- (14) 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- (15) 応募の時点で、この応募要項記載事項に同意したものとします。

【応募先・問い合わせ先】

多摩市企画政策部企画課（市役所本庁舎3階）

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

TEL：042-338-6813

【参考資料】

《多摩市自治基本条例・前文》

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちはここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なものまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力を合わせて自ら築いていかなければなりません。そのためには、市民が、市民の手で。市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このために、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

《市の概要》

多摩市は、多摩丘陵地帯の北端部にあり、北を多摩川と南を多摩丘陵稜線に挟まれ、中央を多摩川支流の大栗川とその支流の乞田川が流れる起伏に富んだ一帯です。標高は多摩川沿いで約50m、天王森公園付近が約160m、東経139度27分、北緯35度38分に位置し、多摩川を境に府中市、東は稲城市、南は神奈川県川崎市と町田市、西は八王子市と日野市に接しています。平成29年1月で面積は21.01km²、人口は147849人となっています。

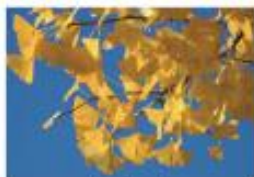


《市の花・木・鳥》

ヤマザクラ、イチョウ、ヤマバト



ヤマザクラ



イチョウ



ヤマバト

《コミュニティ・アイデンティティシンボルマークとスローガン》

多摩市のよりよいイメージ形成を目的として、多摩市個性づくり市民懇談会での検討、市民アンケート結果などを踏まえて、昭和62年5月に決定しました。

このシンボルマークは人と人との触れ合い、自然と人の触れあいを強調したマークで、恵まれた自然環境と発展する都市感、豊富な人材による人と人とのネットワークの力、そして変化と活気に満ちたまちいを、伸び伸びした自由なイメージを、行動的な形で表現しています。



《歴史と市の由来》

多摩市の母体は、明治22年4月1日の市町村制の施行と共に、旧8ヵ村と二つの飛び地が合併して多摩村が誕生したことによります。

この「多摩村」と称することに決定したかは定かではなく、記録なども残っていません。将来を展望し「多摩」の中心となるべく希望を込めたものではないかと思いたいところですが、実際には旧村名などから決めると諸々の問題があるため、多摩川から命名したといわれています。また類似の村名では明治8年から15年に西多摩郡多摩村がありましたが、明治15年に解散していること、市町村施行で北多摩郡多摩（現府中市域）が成立しますが、当多摩村は南多摩郡にあるため、同郡同村名とはならないことから採用されたと考えられます。

その後、昭和39年4月1日に町制施行で多摩町になり、昭和46年11月1日の市制施行により多摩市となっています。

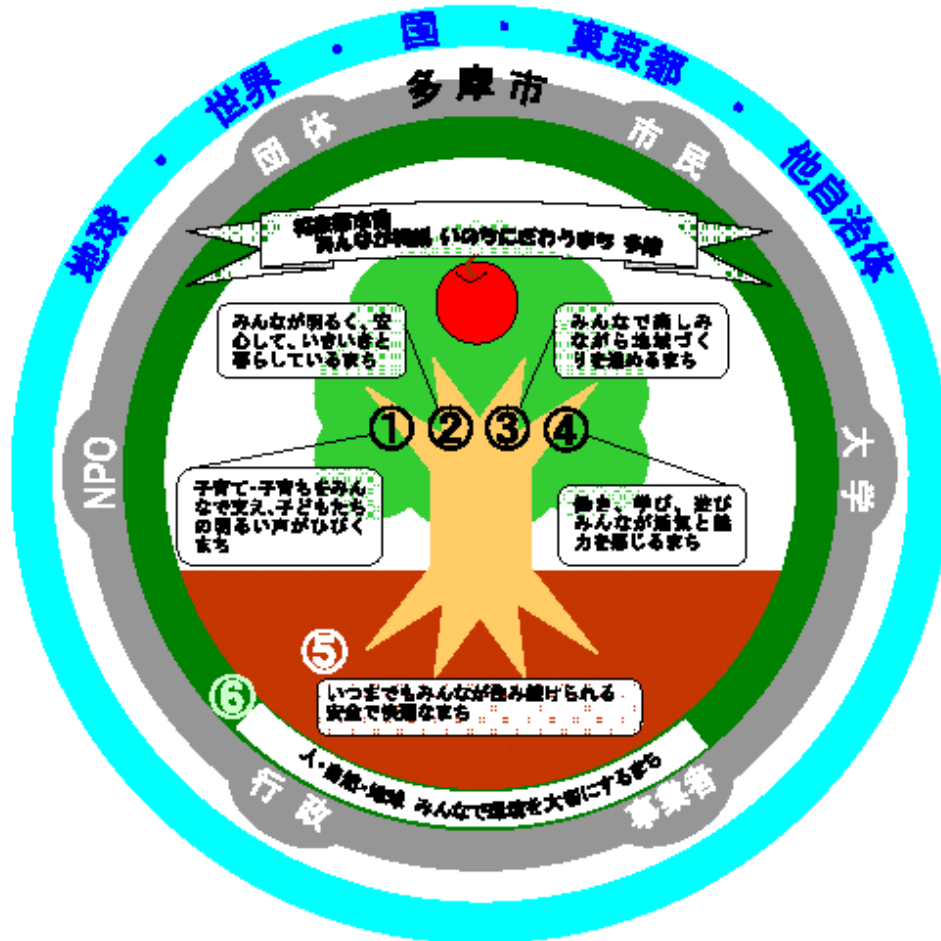
《第5次多摩市総合計画より》

将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」

将来都市像が実現した際の6つの「目指すまちの姿」

- ① 子育て・子育ちをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち
- ② みんなが明るく安心していきいきと暮らしているまち
- ③ みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち
- ④ 働き、学び、遊びみんなが活気と魅力を感じるまち
- ⑤ いつでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち
- ⑥ 人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち

目指すまちの姿の関係概念図



4本の枝は「目指すまちの姿」1～4を表し、1本の同じ幹から伸びているものです。木の幹は「市民の暮らし」や「市民の力・地域の力」、「活力ある都市」を表しています。その幹は「目指すまちの姿」5（主に都市基盤）という土壌に根をはり、全体を「目指すまちの姿」6の環境が包み込んでいます。

まちづくりの担い手となるものとして市民、団体、NPO、大学、事業者そして行政が支えています。

これら全体が多摩市を表し、その外側には市を取り巻く広域的なものとして他の市町村や都、国がありさらには諸外国など世界規模のものと全てを取り巻く地球があります。これらは、文化や産業などの取り組みを多摩市内外へ発信していくという広がりを持った意味が込められています。

また、図の中心には基本構想の実現を表す将来都市像が果実として実を結んでいくことを表しました。